

プロジェクト 税効果会計

項目 開示に関する論点の検討—企業の分類に関する情報の開示

本資料の目的

1. 税効果会計に関する開示の検討に関して、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では評価性引当額の内訳について、第 330 回企業会計基準委員会及び第 31 回専門委員会では税務上の繰越欠損金に関する情報について、当該開示の要否に関する審議を行った。
2. 本資料では、税効果会計に係る開示に関する論点のうち、分類の開示の要否を検討することを目的としている。

企業の分類に関する情報の開示の検討の経緯**(回収可能性適用指針の公開草案前の審議)**

3. 平成 27 年 12 月 28 日に公表した企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）の公開草案公表前における審議（財務諸表利用者に対して行ったアウトリーチを含む¹。）の過程では、企業の分類を開示することに対するニーズが聞かれた。この点、第 308 回企業会計基準委員会（2015 年 3 月 20 日）及び第 17 回専門委員会（2015 年 3 月 17 日）において、企業の分類に関する情報についての審議が行われている。
4. この企業の分類に関する情報についての公開草案前の審議の内容は、下記のようにコメント募集の文書に記載している。

(回収可能性適用指針の公開草案におけるコメント募集に添付した別紙 2 より抜粋)

6. 一方、次の項目も財務諸表利用者から開示を追加する要望が聞かれた主なものであるが、開示を求めることによる便益とコストを勘案し、事務局は開示に関する定めを設けないことを審議において提案している。

企業の分類に関する情報

7. 企業の分類については繰延税金資産の計上根拠と将来の予測を示す集約情報としての有用性が期待されており、開示の要望は多い。企業の分類を開示する場合には納税主体別の開示が必要となるが、財務諸表利用者からは、仮に親会社のみについての開示や親会社と主要な子会社のみについての開示であっても有用であるとの意見が聞かれている。

¹ 平成 27 年 3 月 3 日に実施した。

一方、繰延税金資産の回収可能性の判断において、企業の分類は判断過程の一部でしかなく、重要な情報は繰延税金資産の計上額であるため、企業の分類を開示することにより誤った判断を促す懸念がある。また、在外子会社について企業の分類が存在しないため、企業の分類の開示はできないこと、その結果として、連結グループを構成する納税主体のうち一部については開示できないことなどの理由で、連結グループ全体についての適切な理解につながらない可能性があると考えられる。

(公開草案のコメント募集の内容)

5. 回収可能性適用指針の公開草案前の審議においては、繰延税金資産の回収可能性に関する注記事項を追加する提案を行わず、回収可能性適用指針の公開草案において今後の検討を行うためのニーズをより適切に把握するために、注記事項に関する質問項目を設けて、下記のように現行の注記事項に関して質問し、コメントを募集した。

(回収可能性適用指針の公開草案におけるコメント募集より抜粋)

(質問 7-1 現行の注記事項に関する質問)

今後の当委員会における注記事項の追加に関する検討に資するため、現行の税効果会計に関する注記事項で十分な開示が行われているかについて、ご意見がありましたら、ご記載ください。現行の注記事項では十分な開示が行われていないとお考えの場合には、どのような項目を追加的に開示することが望ましいか及びその理由について、ご意見をご記載ください。

なお、財務諸表利用者におかれましては、現行の注記事項では開示されていない企業分析に必要と思われる情報について、審議の過程で議論された項目も参考にしてご記載ください。

財務諸表作成者におかれましては、注記事項の追加を検討するにあたって考慮することが必要と思われる財務諸表作成にかかるコストの内容について、審議の過程で議論された項目も参考にしてご記載ください。

(回収可能性適用指針の公開草案に寄せられたコメントの概要)

6. 企業の分類について寄せられたコメントの概要は、以下のとおりである。

企業の分類に関する情報を開示すべきとのコメント

- (1) 親会社と主要な国内子会社について、(分類 1)から(分類 5)のどれに該当するかの開示について、課税所得の十分性を知るのには有用な情報である。親会社と主要な国内子会社の分類が分れば、繰越欠損金の回収可能性の推定が容易になり、

将来業績や純資産の予測精度は確実に向上するであろう。

実務では5区分の分類に基づいて繰延税金資産が計上されている上に、既に開示している銀行などもあり、開示に当たって作成者の追加コストはほとんど発生しないであろう。

回収可能性適用指針では、(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件について、利益に基づくものから、現状では開示のない課税所得に基づくものへ変更されている。この結果、その企業の該当する分類を利用者が推定することが困難になるため、具体的な分類を開示する必要性は従来よりも高まっていると考えられる。

- (2) 企業の分類に関する情報は、繰延税金資産の計上根拠と将来の予測を示す情報として有用であると考えられるため、企業の分類、その判断の根拠を開示すべきと考えます。連結上の開示は、連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社について、会社別に企業の分類、その判断の根拠を開示すべきと考えます。
- (3) 重要な繰延税金資産(項目別)について、企業の分類に関する情報を要約したものを開示した方がよい(縦軸:発生項目、横軸:分類、各セル:該当企業の繰延税金資産合計金額)。
- (4) 実務は5分類に基づいて繰延税金資産の計上が行われているにもかかわらず、分類が開示されていない。評価性引当額の金額の推移を分析する際に重要な情報と考える。少なくとも、分類の結果とそれに対する経営者の判断の根拠(合理的な説明を含む。)は、会計上の見積りの根拠として極めて重要であり、本適用指針の適用と同時に注記事項として開示させるべきである。

企業の分類に関する情報は開示すべきでないとのコメント

- (5) 「企業の分類」は、実務への影響を考慮し、過渡的な対応として監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下「監査委員会報告第66号」という。)を踏襲したにすぎず、当該分類を開示することにより、企業の収益力と同一視するといった誤った理解に繋がる懸念がある。
- (6) 税効果会計基準の趣旨から逸れた要求であり、国際的に全く理解されない開示である。斯様な開示を求めるべきではない。
- (7) 企業の分類は判断過程の一部にすぎず、連結グループ全体についての正しい理解につながらないとする。
- (8) 本来は国際基準と基本的な相違ないはずの我が国の税効果会計基準について、過度に保守的・硬直的な監査上の取扱いである監査委員会報告第66号に基づく処

理が前提であれば、どの会社分類なのか注記することは意味ないことではないかもしれない。しかし今回は会計基準本来の主旨に立ち返り、実質的な判断を重視するアプローチへ変更されることから、形式的な会社区分そのものにほとんど意味はなくなるため、財務諸表利用者にとって有用な情報ではないと考える。

企業の分類に関する情報の有用性とコストについての分析

7. 以下では、企業の分類に関する情報の有用性、及び、企業の分類の開示を求める場合のコストに関する検討に分けて分析を行う。

(有用性に関する判断基準)

8. ここで、税効果会計に関する開示の有用性について分析を行う際には、以下を投資家の意思決定に資するか否かの判断基準として検討することが考えられる。
- 課税所得に関する将来の不確実性やリスクが高い状況において、繰延税金資産の計上根拠に関する理解可能性を高めるか否か。
 - 課税所得に関する将来の不確実性やリスクが高い状況において、繰延税金資産の回収可能性に関する予測可能性を高めるか否か。
 - 国際的な会計基準に基づく財務諸表との比較可能性の観点から、国際的な会計基準において求められている開示項目か否か（ただし、これは国際的な会計基準における注記事項をすべて導入することを意味しない。）。

(寄せられたコメントに基づき新たに分析すべき事項の抽出)

9. ここでは、第4項に記載した回収可能性適用指針の公開草案前の審議を基に、公開草案に寄せられたコメントのうち、新たに分析すべき事項を抽出する。
10. 新たに分析すべき事項を抽出するにあたっては、寄せられたコメントについて、公開草案前の審議において分析されているかどうかを検討する。

(公開草案前の審議において分析した (寄せられたコメント) 第6項
事項) 第4項の内容

有用性に関する事項－有用であるとする分析

- 回収可能性適用指針では、過去の業績や納税状況、将来の業績予測等を総合的に勘案して将来の課税所得が生じる可能性が高いかどうかを判断する際に、企業を分類することとされていることから、企業の分類に関する情報
- 企業の分類に関する情報は、繰延税金資産の計上根拠と将来の予測を示す情報として有用であると考えられる。(第6項(2))
- 重要な繰延税金資産(項目別)について、企業の分類に関する情報を要約し

(公開草案前の審議において分析した
事項) 第4項の内容

は、繰延税金資産の計上根拠と将来の予測を示す集約情報としての有用性が期待されている。

- 繰延税金資産の回収可能性の判断は、連結グループを構成する納税主体ごとの判断の積上げであるため、繰延税金資産の回収可能性に関する理解可能性を高める観点から、企業の分類を開示するならば、納税主体別の開示が必要となる。
財務諸表利用者からは、親会社のみについての開示、親会社と主要な子会社のみでの開示であっても有用であるとの意見が聞かれている。

(寄せられたコメント) 第6項

たものを開示した方がよい。(第6項(3))

- 企業の分類に関する情報は、評価性引当額の金額の推移を分析する際に重要な情報と考える。(第6項(4))
- 分類の結果とそれに対する経営者の判断の根拠(合理的な説明を含む。)は、会計上の見積りの根拠として極めて重要である。(第6項(4))
- 親会社と主要な国内子会社について、(分類1)から(分類5)のどれに該当するかの開示について、課税所得の十分性を知るのには有用な情報である。(第6項(1))
- 連結上の開示は、連結上重要と考えられる繰延税金資産を計上している会社について、会社別に企業の分類、その判断の根拠を開示すべきである。(第6項(2))

有用性に関する事項－有用とは限らないとする分析

- 繰延税金資産の回収可能性の判断において、企業の分類は判断過程の一部でしかなく、同一分類であっても課税所得の見積りなど回収金額は異なることから、分類の開示によってミスリードすることが考えられる。
- 分類を開示することにより、企業の収益力と同一視するといった誤った理解に繋がる懸念がある。(第6項(5))
- 企業の分類は判断過程の一部にすぎず、連結グループ全体についての正しい理解につながらないとする。(第6項(7))
- 形式的な会社区分にほとんど意味はなくなる。(第6項(8))

国際的な会計基準を勘案した場合

- IFRS 又は米国会計基準に従って会計処理を行っている在外子会社においては、企業の分類の開示はできないことから、連結グループを構成する納税主体のうち一部については開示ができないこととなり、連結グループ全体について適切な理解につながらない可能性がある。
- 国際的に全く理解されない開示である。(第6項(6))

11. 前項の検討から、寄せられたコメントのうち公開草案公表前に十分に分析していない事項は、以下と考えられる。
 - (1) 回収可能性適用指針では、(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件について、利益に基づくものから、現状では開示のない課税所得に基づくものへ変更されている。この結果、その企業の該当する分類を利用者が推定することが困難になるため、具体的な分類を開示する必要性は従来よりも高まっていると考えられる。(第6項(1))
 - (2) 「実務では5区分の分類に基づいて繰延税金資産が計上されている上に、既に開示している銀行などもあり、開示に当たって作成者の追加コストはほとんど発生しない(第6項(1))」のコメントのうち、既に企業の分類に関する情報を開示している事例における有用性とコストに関する分析について、検討を加えることが考えられる。
12. したがって、以下では、(1)(分類2)及び(分類3)の要件を変更したことによる企業の分類に関する情報の必要性についての分析、及び、(2)企業の分類に関する情報を開示している一部の金融機関における有用性とコストに関する分析を行う。

((分類2)及び(分類3)の要件を変更したことによる企業の分類に関する情報の必要性についての分析)

13. (分類2)及び(分類3)について、監査委員会報告第66号では会計上の利益に基づくものとされていた要件を、繰延税金資産の回収可能性の判断は課税所得の十分性を検討する必要があることから、回収可能性適用指針では課税所得に基づき要件を設定している。
14. これに関して、従来は、財務諸表利用者は経常利益等の開示されている利益を利用することにより、分類を推定することが可能となっていたものの、回収可能性適用指針で分類の判断に用いる課税所得は開示されていないため、分類を推定することが困難となっており、企業の分類の開示についてのニーズが高まっているという意見が寄せられている。
15. この点、監査委員会報告第66号では、「ある程度の経常的な利益を計上しているような会社」や「過去の経常的な損益が大きく増減しているような会社」と表現されており、この表現により、分類を容易に推定することができたとは考えづらい。

また、回収可能性適用指針において、会計上の利益に基づく要件を課税所得に基づく要件に変更しているが、監査委員会報告第66号における「経常的な利益」に基づく判断とおおむね整合的になることを意図して、課税所得から「臨時的な原因により生じたもの」を除くこととしており(回収可能性適用指針第71項)、仮に従

来の「経常的な利益」や「経常的な損益」をもとに分類が推定できていたのであれば、回収可能性適用指針においても分類は推定できるものと考えられる。

このため、従来、分類を推定することが可能となっていた企業について、それが困難になるケースは多くはないと考えられる。

(企業の分類に関する情報の開示についての有用性とコストの分析)

一部の金融機関における企業の分類に関する情報の開示の概要

16. 現状、一部の金融機関では、金融庁が公表している「主要行等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-1-1-2-2 自己資本の充実度の評価」に基づき、以下のように期末決算時及び中間決算時の年に2回、決算短信公表時に決算説明資料（非財務情報）として、個別財務諸表における繰延税金資産の算定根拠の開示が求められている。この開示は、企業の分類に関する情報のほか、将来の課税所得の見積期間等の企業が分類を判断する場合の根拠となる情報が含まれている。

(3) 繰延税金資産

自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。

- ① 繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。
- ② 繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公表時に下記イ.～へ.の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。
 - イ. 繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針(注)の例示区分(4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。))及び将来の課税所得の見積り期間(X年間)。
 - ロ. 過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。
 - ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額(X年間の合計値)。
 - ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額(X年間の合計値)。
 - ホ. 調整前課税所得の見積り額(X年間の合計値)。
 - へ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。
 - a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。
 - b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。

17. この繰延税金資産の計上根拠に関する開示は、金融庁が主要行等向けの総合的な監督指針の重点事項のひとつとして「自己資本の質²⁾」を挙げており、「自己資本の質

²⁾ 「主要行等向けの総合的な監督指針」の「Ⅰ-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項」

と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから³⁾ 求められているものである（開示例については別紙を参照）。

有用性に関する分析－有用な情報である可能性がある

18. 第 16 項に記載した主要行等向けの総合的な監督指針において要求されているように、個別財務諸表において、分類に関する情報に加えて、経営者による繰延税金資産の算定根拠として将来の課税所得等の見積額等が開示される場合、以下の点で、繰延税金資産についての理解可能性及び予測可能性が高まると考えられる。

- 過去の業務純益⁴⁾、税引前当期純利益及び課税所得の推移が開示されることから、財務情報の内容と合わせて分析する場合、利益と課税所得との調整項目の内容がある程度推測でき、課税所得計算の内容を把握できる可能性がある。
- 見積可能期間の合計額で、将来の課税所得見積額、業務純益の見積額及び税引前当期純利益の見積額が開示されることから、将来の 1 年当たりの課税所得や利益を予測することができ、それらを過去の実績と比較することにより、将来の課税所得や利益がどの程度乖離するかを予測することができる。このことにより、計上された繰延税金資産が将来どのように変動するかを予測することができる可能性がある。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳開示の情報から、期末に保有する将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の水準と、将来の課税所得見積額を比較することにより、企業の当該事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断について検証できる可能性があり、理解可能性が高まる可能性がある。
- 仮に財務諸表利用者が他の非財務情報の開示により将来のリスクや不確実性を把握した場合、企業が見積った将来の課税所得を調整したうえで将来の繰延

「(2)自己資本の質」を抜粋している。

³⁾ 「主要行等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ-2-1-1-2-2 自己資本の充実度の評価」を抜粋している。

⁴⁾ 業務純益は、平成元年 3 月期より、当時、銀行において、銀行の本来業務ではない株式の売却により利益の積み上げが行われたことにより、銀行の本来の業務による儲けを示す指標が必要であるとされ導入されたもので、以下のように計算される。（「銀行経理の実務（第 8 版）」編者銀行経理問題研究会 P5）

- ①資金運用収支（預金、貸出金、有価証券などの利息収支）
- ②役務取引等収支（各種手数料などの収支）
- ③特定取引収支（金利等の短期的な変動などを利用して得た収支）
- ④その他業務収支（債券や外国為替などの売買損益）
- ⑤業務粗利益＝①＋②＋③＋④
- ⑥一般貸倒引当金繰入額
- ⑦経費（人件費、物件費、税金）
- 業務純益（⑤－⑥－⑦）

税金資産の変動可能性を予測することができる可能性がある。

有用性に関する分析－有用な情報とは限らない可能性がある

19. 一方で、第 16 項に記載した情報が開示される場合、以下の点についての繰延税金資産に関する理解が難しい可能性がある。

- 第 16 項に記載した情報は、繰延税金資産及び繰延税金負債について、当該事業年度の定量的な情報を中心に開示することが想定されており、仮に前事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額や課税所得の額等から大きく増減した場合には、その増減理由を分析することは難しい可能性がある。
- 財務諸表利用者に対するアウトリーチや公開草案に対するコメントでは、評価性引当額の増減を理解したいというニーズが聞かれているが、第 16 項に記載した情報が開示されても、評価性引当額の内訳は開示されていないことから、その増減は理解できない可能性がある。
- 第 16 項に記載した情報は、主要行等の個別財務諸表における情報の開示が求められているため、仮に、連結グループにおいて重要性のある繰延税金資産を計上している子会社がある場合、連結財務諸表における当該繰延税金資産の計上額やその根拠などを理解することは難しいと考えられる。

20. さらに、回収可能性適用指針の公開草案前に審議してきているように、一般に、仮に分類が企業の収益力を表すといった誤解が生じている場合に、企業間の比較可能性の観点からは、企業の分類は判断過程の一部でしかなく、同一分類であっても課税所得の見積りなど回収金額は異なることから、分類の開示によってミスリードする可能性があることが考えられる。

具体的には、企業の分類は、将来の期末の一時差異等に比して将来の一時差異等加減算前課税所得の見込みがどの程度あるのかで決まることがあるため、同業種、同規模の 2 社の企業について、仮に将来の一時差異等加減算前課税所得の推移や収益力が同じだったとしても、期末における一時差異等の大きさが異なる場合、分類は異なることとなる。

このような分類が異なる 2 社について、分類を将来の収益力を表すと誤解している場合、誤った投資の意思決定がなされる可能性がある。

コストに関する分析－相当程度の負担がある可能性がある

21. 仮に、一部の金融機関が開示しているように、企業の分類に関する情報に加えて、

当該分類の判断に利用した情報として、過去の業務純益、税引前当期純利益及び課税所得の推移や、将来におけるそれらの情報を開示する場合、開示指標が増加するという点で、相当程度の負担が生じる可能性があると考えられる。

コストに関する分析ーコストは必ずしも大きくない可能性がある

22. 一方で、過去の業務純益、税引前当期純利益及び課税所得の推移や、将来におけるそれらの情報は、繰延税金資産の回収可能性を判断し、財務諸表を作成するにあたって、各企業が把握している事項であることから、開示にあたって集計するコストや開示資料を作成するコストは必ずしも大きくはない可能性がある。

一部の金融機関における開示の有用性とコストの分析のまとめ

23. 以上を踏まえると、第 16 項に記載した一部の金融機関で求められているように、企業の分類に関する情報及び経営者による繰延税金資産の算定根拠として将来の課税所得等の見積額等が開示される場合、個別財務諸表における課税所得計算の内容の理解可能性、将来の課税所得水準の妥当性の検証可能性、当事業年度の繰延税金資産の回収可能性についての検証可能性、将来の回収可能性についての予測可能性を高めるという点で、有用である可能性があると考えられる。
24. 一方で、以下の点については、当該情報が開示された場合でも、必ずしも有用とは言えないものと考えられる。
- 繰延税金資産が前事業年度と比較して大きく増減した場合の理由や評価性引当額の増減理由などを理解することは難しいと考えられる。
 - 連結グループ内で重要な繰延税金資産が計上されている場合、連結財務諸表の当該計上額やその根拠などを理解することは難しいと考えられる。
 - 仮に分類が企業の収益力を表すといった誤解が生じている場合に、企業間の比較可能性の観点からは、企業の分類は判断過程の一部でしかなく、同一分類であっても課税所得の見積りなど回収金額は異なることから、分類の開示によって誤った投資の意思決定がなされる可能性があることが考えられる。
25. また、コストの観点からは、上述したように第 16 項に記載した情報を開示する場合、開示指標が増加するという点で、企業に相当程度の負担が生じる可能性があると考えられる。
26. 一方で、第 16 項に記載した情報は、繰延税金資産を計上するにあたって、各企業

が把握している事項であることから、開示にあたって集計するコストや開示資料を作成するコストは必ずしも大きくはない可能性がある。

(今後の進め方)

27. 財務諸表利用者に対するアウトリーチや公開草案に対するコメントで聞かれているように、評価性引当額の増減の内容を理解したいというニーズに対応するためには、必ずしも分類に関する情報が開示されなくとも、例えば税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の情報など、他の情報が開示されることで、繰延税金資産の理解可能性及び予測可能性が高まることも考えられる。
28. これらを踏まえると、企業の分類に関する開示の要否について、現時点では結論付けず、第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会で検討した評価性引当額の内訳や、第 330 回企業会計基準委員会及び第 31 回専門委員会で検討した税務上の繰越欠損金に関する情報に関する議論と合わせて結論付ける必要があると考えられる。

ディスカッション・ポイント

事務局の分析についてご意見を伺いたい。

(別紙)

「主要行等向けの総合的な監督指針」に基づく繰延税金資産の開示

IV. 繰延税金資産の算入根拠等について

1. 繰延税金資産の回収可能性の判断及び将来の課税所得の見積り期間

当行は例示区分4号但書(※)を適用し、将来の課税所得の見積り期間を「5年間」としております。

なお、平成27年9月末現在保有する税務上の欠損金は、米国サブプライム問題等に端を発した金融市場の混乱によって生じた海外投資等の損失の抜本的な処理などの非経常的な要因により発生したものであります。

(※)「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査委員会報告第66号)

2. 過去の業績推移

(単位:億円)

	25年3月期	26年3月期	27年3月期
業務純益(一般貸引等繰入前)	439	457	490
税引前当期純利益	404	511	578
課税所得(繰越欠損金控除前)	159	299	321
調整前課税所得	357	512	700

3. 将来の課税所得見積り額

(単位:億円)

	将来5年分
見積りの前提とした利益の額	
業務純益(一般貸引等繰入前)	1,752
税引前当期純利益	1,709
調整前課税所得見積り額(※)	1,788

(※)

利益の見積りにあたっては、将来予測の不確実性を勘案し、保守的に算定しております。

4. 繰延税金資産・負債の主な発生原因

(単位:億円)

繰延税金資産	362
貸倒引当金損金算入限度超過額	215
退職給付引当金損金算入限度超過額	29
有価証券償却超過額	226
その他有価証券評価差額金	—
税務上の繰越欠損金	68
その他	114
小計	651
評価性引当額	△290
繰延税金負債	94
その他有価証券評価差額金	79
繰延税金資産の純額	268

注)連結子会社の繰延税金資産・負債の額に重要性がないため、単体ベースを記載しております。

以上